



Title	戦争犯罪における武力紛争と行為の間の関連要件の意義 : 非国際的武力紛争を中心に
Author(s)	松山, 沙織
Citation	阪大法学. 2018, 68(3), p. 195-222
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87165
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦争犯罪における武力紛争と行為の間の関連要件の意義

——非国際的武力紛争を中心に——

松 山 沙 織

一 はじめに

二 国際刑事裁判所設置以前の関連要件の解釈アプローチ

1 敵対行為との直接的な繋がり³の必要性

2 地理的・時間的要素

3 人的資格

4 犯罪の実行に対する武力紛争の影響

三 国際刑事裁判所における新たな展開

1 構成要件文書への反映

2 占領状態への擬制

3 武力紛争法上の地位の無関係

四 分 析

1 非国際的武力紛争における敵対関係

2 緩やかな関連性要件解釈が引き起こす障害の可能性

五 おわりに

陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約第三条によれば、武力紛争中に発生する武力紛争法違反の行為について、交戦当事者はその軍隊を組成する人員の一切の行為の責任を負う。したがって、武力紛争法違反の発生に伴い国家責任が自動的に生じる。ただし、国家責任が全てのその違反につき生じるとしても、武力紛争下で発生するその全てが戦争犯罪と性格づけられるわけではない。すなわち、国際法上の個人の刑事責任が生じるとは限らない。

また、武力紛争中に発生する暴力の全てが武力紛争法のための規律を受けるわけではない。今日では戦争がひとたび発生すれば平時法は停止し、戦争法のみが妥当するという戦時平時二元論は基本的に否定され、戦争法を継受した武力紛争法にそのことが反映される。すなわち、武力紛争下では武力紛争法のみが作用するのではなく、国際人権法や国際環境法などのその他の国際法規範も平時と同じく適用されると理解される。加えて通常の殺人や傷害を規律する国内刑法も当然作用している。

したがって、ある暴力行為について、単に武力紛争中に発生したというだけでは戦争犯罪と性格づけることができず、特別な文脈が必要になる。国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) は戦争犯罪を自身の対象犯罪のひとつとし、その裁判所規程において、戦争犯罪として性格づける要素として、国際社会全体の関心事であることを踏まえて、「特に (in particular)」、計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪の一部として行われるもの」について管轄権を行使するという、組織性または大規模性の敷居を ICC 規程第八条 (戦争犯罪) の柱書で設ける。そのような組織性又は大規模性がない場合、あるいはそれらの一部として対象になる行為が関連しない場合は、たとえ個々の構成要件に該当しても、ICC はその管轄犯罪とすることはできな

いとされた⁽¹⁾。しかし、「特に」という文言から、単発又は散発的な行為も完全には排除されないと解釈も起草過程で生じた⁽²⁾。このようにICC規程解釈上は単発の行為に対する管轄権行使の余地が残され、ICCのMbarushimana事件予審部決定でも、単発の行為も武力紛争の文脈においてなされたのであれば戦争犯罪となりうると確認された⁽³⁾。したがって、組織性又は大規模性要素は、少なくともICC規程上は、戦争犯罪と性格づける核心的要素ということとはできないだろう。

ICC規程に付属する構成要件文書では、他の対象犯罪の構成要件にはない、戦争犯罪にのみ設けられる構成要件がある。それは、「行為が（国際的または非国際的）武力紛争の文脈においてかつそれに関連して行われた（The conduct took place in the context of and was associated with an armed conflict）（括弧内筆者加筆）」⁽⁴⁾および「武力紛争の存在を示す事実状況を行為者が認識しつつある（The perpetrator was aware of factual circumstances that established the existence of an armed conflict）」⁽⁵⁾である。これらは、実行行為や個々の犯罪の性質上必要とされる要件の他、ICC規程の構成要件文書において全ての戦争犯罪に共通の構成要件として規定される。前者の要件は、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia : ICTY）やルワンダ国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for Rwanda : ICTR）で戦争犯罪の構成要件として打ち出され、一般的には、武力紛争と行為（conduct）の間の関連（nexus, link）と呼ばれる。後者の武力紛争の状況認識要件がICCで設けられたのは、武力紛争が否かで禁止規範が大きく変わる場合があり、武力紛争の存在に関する行為者の認識を全く無視することは適当ではないとされたからである⁽⁴⁾。状況認識要件は、ICCにおいてはじめて明確化されたが、これまでのICC判例においてこの要件が深く検討された事例はない。したがって、現在のところ、国際刑事判例上は、関連要件が行為を戦争犯罪と性格づける要素として特に重

きがおかれるということができる。

関連要件は武力紛争と関係を有する戦争犯罪を通常犯罪と区別する機能を有する。⁽⁵⁾ 戦争犯罪としての殺人行為であれ、国内刑法上の殺人行為であれ、それらは生命や身体に対する侵害であるが、戦争犯罪とは国際社会の法益侵害であり、特に国際的武力紛争の場合は、ICCだけでなく、ジュネーヴ諸条約に従って第三国の普遍的管轄権による処罰もありうる。そのような国際法上の重大な犯罪と、国内刑法の法益に対する侵害としての通常犯罪を、理念上区別する必要がある。しかしながら、武力紛争と行為の間の関連の内容については、これまでの研究では意外にも明らかにされていない。先行研究では、基本的には、アドホック国際的刑事裁判所ないしICCにおける個々の判例に対する評価が主であって、体系的な整理が行われている状態とは言い難い。諸判決や学説では、関連(nexus)の他、⁽⁶⁾ ‘conjunction’、⁽⁷⁾ ‘direct link or connection’ と表現され、これらはほぼ同義なものとして扱われるが、その呼称すら統一されていない。ICTRのRutaganda事件上訴審判決は、ICTRは関連要件に関する定義を確立してこなかったと述べている。⁽⁸⁾

従来、典型的な戦争犯罪とは、軍事作戦に伴って発生する、軍隊構成員による違法な暴力行為であるとされてきた。一類型としては、敵の戦闘員に対する戦闘の方法又は手段の規制規則（以下、ハーグ法）違反の行為である。その他の類型としては、紛争犠牲者の保護に関する規則（以下、ジュネーヴ法）違反の行為である。ジュネーヴ諸条約の被保護者である、敵国軍隊の捕虜や傷病兵、難船者、またいわゆる文民である「紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの」に対する攻撃や非人道的行為といったものが想定される。あるいは、民用物か軍事目標かに対する違法な攻撃である。

このように犯罪の客体となる犠牲者や対象物に武力紛争法上の地位が与えられているのが、国際的武力紛争であ

る。この紛争の場合には、戦争犯罪としての性格づけは容易である。平時とは異なる、国家間武力紛争の特殊な状況ゆえの、軍隊構成員やそれと区別される文民という地位に関連して発生する行為は、武力紛争法違反であると構成しやすい。また、国家間の行為は国際法によって規律されるため、正規軍隊間の暴力について、その規律は国際法に基本的に委ねられる。伝統的な武力紛争法は国際的武力紛争を中心に規律しており、その違反の形態である戦争犯罪も基本的に国際的武力紛争における行為が観念されてきた。

それに対し、基本的には一国内における政府と反徒たる武装集団あるいは武装集団相互の間の争いである非国際的武力紛争においては、戦争犯罪は長らく観念されてこなかった。国際法上、ジュネーヴ諸条約共通第三条（以下、共通三条）やジュネーヴ諸条約第二追加議定書（以下、第二追加議定書）といった非国際的武力紛争における暴力行為を規律する武力紛争法の規則はあるものの、それらの武力紛争法違反があった場合の履行確保の手段としての戦争犯罪処罰はなかった。第二追加議定書のハーグ法的性格をもつ一部規定を除き、非国際的武力紛争における行為を規律するのは基本的にはジュネーヴ法であり、それらの内容は基本的に国内法と重複している。非国際的武力紛争の典型である内戦の当事国の正当政府にとっては反徒側の暴力は国内法違反を構成し、その違反者を取り締まり処罰することが、国際法の履行確保ともなってきたからである。したがって、非国際的武力紛争では戦争犯罪として処罰することは必要ないと長年思われてきた。

ところが、冷戦終了後に世界各地で発生する民族紛争に対処するため、複数のアドホック国際的刑事裁判所が設置され、これらの裁判所によって、非国際的武力紛争における戦争犯罪が観念されるようになった。非国際的武力紛争は、基本的には自国民同士の間であるゆえに、国際的武力紛争と同じ構造を持ち込みにくいという特有の事情がある。すなわち非国際的武力紛争では、国際的武力紛争のように、「軍隊の構成員」および「捕虜」、敵対行為

に参加しない戦闘員である「軍隊の傷者及び病者」といった戦闘員資格に由来する保護対象、また戦闘員の対概念としての「文民」といった特定の保護対象はいない。したがって、非国際的武力紛争においては、武力紛争法上の地位に基づいて、ある行為を戦争犯罪と自動的に性格づけることはできない。

また、国際的武力紛争における正規軍同士の争いと比較して、非国際的武力紛争では多くの武装集団は不正規に組織構成され、実質的な意味の戦闘員と文民の役割が流動的なので、何らかの実態的地位を見出そうとしてもやはり困難な場合がある。このように、特に非国際的武力紛争においては、何を以って戦争犯罪と性格づけることができるのか、通常犯罪との線引きは明白ではない。

非国際的武力紛争における戦争犯罪は、アドホック国際刑事裁判所の実行を基礎に、ICC規程においてその処罰が初めて明文化された。ICCは、アドホック国際刑事裁判所における処罰と異なり、時間的制約のない将来にわたって、条約の範囲内でどの国で発生した犯罪であれ処罰しうる裁判所であるため、非国際的武力紛争における戦争犯罪概念の定着が達成されたと評価できる。一定の限定性があるとはいえ普遍的な処罰が可能になったことで、ICCの管轄権行使対象となる戦争犯罪とそうではない通常犯罪の区別がより重要になったといえる。

本稿では、非国際的武力紛争における戦争犯罪を中心に関連要件の検討を行い、国際裁判所の判例から国際犯罪としての戦争犯罪の本質を明らかにする。既に述べたように、非国際的武力紛争における戦争犯罪と通常犯罪の区別は非常に困難であるが、この検討を通じ、逆説的に、本質的な意味で戦争犯罪として性格づける要素を明らかにできる可能性がある。

二 国際刑事裁判所設置以前の関連要件の解釈アプローチ

1 敵対行為との直接的な関連の必要性

戦争犯罪の構成要件としての関連要件が明白に打ち出されたのは、冷戦終了後のアドホック国際刑事裁判所における裁判を経てであったが、戦争犯罪処罰が初めて行われた第二次世界大戦後の国際刑事裁判においても、裁判所の管轄権の範囲の検討にあたって、行為と武力紛争との間の関連が実質的に考慮されていた。国際刑事裁判所は、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪を対象犯罪とする裁判所であり、「枢軸国の利益に基づいて行動するもの」の行為について審理する権限を有する（国際刑事裁判所憲章第六条）。

ニュルンベルク裁判では主に軍隊の指導者あるいは経済的指導者といった指導的地位にある者を対象にしていたが、ニュルンベルク後続裁判と総称されるアメリカの管轄権の下で行われた裁判では、先のニュルンベルク裁判で裁かれなかったナチスの構成員が処罰された。その最初の裁判が、ナチス体制下で重用されていた医師や医療関係者など、ナチスの人体実験や安楽死計画に関与した者たちを裁いた Medical Case である。

その中では、非戦闘地域に設置された強制収容所における、医者による捕虜ないし敵国民に対する人体実験が戦争犯罪にあたるかが問われた。これらの人体実験は、被験者らの同意はなく、かつ非常に危険な内容であり、被験者は死亡するか、あるいは生涯にわたって回復不能な障害を負うことになった。

これらの人体実験は、軍事作戦中に行われた行為でもなく、また戦闘員による行為でもない。また、人体実験自体は、直接的には戦争遂行のための努力に貢献していたとか、軍事作戦の成功に寄与したとはいいたい。その意味では、典型的な戦争犯罪の類型からは外れている。裁判所は、この点につき、「人体実験が戦争遂行努力（war

efforts)と直接的な関連を有する必要はない⁽⁹⁾とし、戦地から離れた場所で行われた、あるいは軍事作戦とは関係のない行為であっても、戦争犯罪として成立するとした。

国際軍事裁判所憲章が「枢軸国の利益に基づいて行動するもの」という極めて広範で曖昧な人的管轄範囲の規定をおくため、行為者が戦闘員でないことはそれほど問題とならなかったであろうが、この判例の重要な点として、戦争犯罪の成立にあたっては、個々の行為と敵対行為全般との直接的な関連を要しないことが確認されたといえる。

2 地理的・時間的要素

冷戦終了後に設置されたICTYおよびICTRの諸判例においては、個々の暴力行為に対する武力紛争法の適用可能性 (applicability) をめぐって、武力紛争と行為の関連の観点から検討が行われた。

ICTYのTadić 事件管轄権上訴審決定（一九九五年）は、行為が発生した「時間と場所において、当該地域で実態的な衝突が発生していなかったとしても」「武力紛争法が適用されるとし、「紛争当事者が支配する領域の一部で発生した敵対行為との密接な連関があれば十分である」とした。⁽¹⁰⁾ このことはTadić 事件の個別的な事実に関する文脈で述べられたが、Tadić 事件本審判決（一九九七年）ではより一般的な文脈において触れられた。この本審判決では紛争当事者によって公式に是認あるいは黙認された政策や実行であるとか、または実質的な戦争行為の推進や当事者の実質的な利益に資する行為である必要はないとされた。つまり「敵対行為の過程あるいは一部で行われたか、占領、あるいは紛争当事者の支配地域で犯罪が行われたことが証明されれば十分である」と。⁽¹¹⁾

ICTY初期判例では、このTadić 事件の一連の決定・判決が武力紛争と行為の関連に関する解釈指針とされ、それ以降の事件で一貫して引用されている。たとえば、Delalić 事件第一審判決（一九九八年）では、犯罪行為と

武力紛争には「明白な繋がり (obvious link)」が必要であるとした一方、武力紛争中の攻撃における武力紛争法違反といったような、全ての局面における敵対行為との直接的な繋がりを持つていないと、Tadić 事件決定⁽¹²⁾を補足する。

ICTYは、旧ユーゴスラヴィアの広範な領域において発生した武力紛争法違反を処罰するという裁判所の目的を持つ (ICTY 規程前文)。この目的から、裁判所の管轄権行使範囲を広く解し、初期の ICTY 判例においては、地理的および時間的な観点から、行為と武力紛争を緩やかに紐づけたといえる。その意味では、ここでいう関連性とは武力紛争が存在する期間または地域において行為が発生したことの確認であり、あくまでも武力紛争法の適用可能性の有無の判断要素にすぎない。したがって、地理的・時間的な結びつきは、行為を戦争犯罪として性格づける上で、決定的な要素とはいえないが、Tadić 事件決定から、少なくとも非国際的武力紛争においても、国際の場合と同じく、行為と敵対行為との直接的な繋がりを用意しないことが踏襲されたといえる。

3 人的資格

(1) ルワンダ紛争の背景

初期の ICTY 判例よりも、より実態的な判断に踏み込んで、武力紛争法の適用可能性の判断基準や、関連要件の内容を明らかにしようとしたのが、ルワンダ紛争において発生した非人道的行為を扱った ICTR 判例である。

ICTR では、地理的あるいは時間的要素ではなく、行為者の地位といった、人的資格に基づく解釈が模索された。ルワンダ紛争の特徴は、大規模な虐殺が極めて短期間に達成されたことであり、一〇〇日間にルワンダ国民の一〇から二〇%にあたる五〇万から一〇〇万人が殺害されたとされる⁽¹³⁾。大規模虐殺の背景は、狭い国土における、地

方の知事、市長やコミュニケーションの長、警察官にまで至る文民を巻き込んだ組織的な虐殺計画があった。ルワンダ紛争における文民の虐殺への大規模な関与は、ハビヤリマナ大統領暗殺後に国家権力を掌握した、与野党を超えた急進派連合であるフツ・パワールの影響が大きい。フツ・パワールの影響力は全国に及び、行政機構の長が虐殺遂行に消極的な場合にはフツ・パワールの支持者が虐殺のイニシアティブをとり、地方の多くの文民が動員された。⁽¹⁴⁾このような形で、正規の戦闘員や武装集団の構成員に限らず、行政機構の文民指導者や公務員を通じて、ルワンダ全土において虐殺が遂行された。

ICTR規程では時間的管轄権につき、虐殺が集中的に発生した一九九四年一月一日から同年十二月三十一日の一年間に限定されていた。⁽¹⁵⁾また、ルワンダでは、旧ユーゴスラヴィアと異なつて、狭い国土全体で虐殺が発生しており、全領域において共通第三条および第二追加議定書が適用されていた。したがって、武力紛争と行為の関連について時間的または地理的要素からの結びつきは明白であつたが、そのうえで、虐殺に関与した文民による行為を一律に戦争犯罪とするか、あるいは国内法上の犯罪とすべきか検討すべき背景があつたのである。

(2) 行為者と紛争当事者との関係

ICTRの最初の有罪判決となつたAkayesu事件に関する一連の判決では、武力紛争法の人的適用範囲をめぐって、紛争当事者と行為者の関係性に焦点があてられた。行為者の公的身分や、行為者の行動が戦争遂行努力にあたるといった行為者の武力紛争への貢献の程度といった事実が考慮されている。このような武力紛争法の適用可能性の判断基準は、ICTRでは別の論点として切り離された武力紛争と行為の関連にも影響している。

① 公的機関基準論

被告人の Jean-Paul Akayesu は、フツ・パワーの影響を受けた地方都市の市長であり、在任中にツチ族に対する虐殺の扇動や命令を地域住民に対して行った。

Akayesu 事件第一審判決（一九九八年）⁽¹⁶⁾では、ICTR 規程第四条（共通第三条と第二追加議定書の重大な違反）の処罰対象となる行為者には、戦闘員のみならず文民も含まれるとされた。「ジュネーヴ諸条約および追加議定書は、敵対行為の勃発についてその権限上責任を有する者又は敵対行為に参加した者を主に対象とする。ジュネーヴ諸条約および追加議定書の義務および責任は、通常、交戦当事者の一方の軍事的指揮のある軍に帰属するすべての階級の個人、ならびに上官または公務員若しくは *de jure* な権限を有する者または政府を事実上代表する者として戦争遂行努力を支援し又は遂行することが正当に委任されかつ期待されている個人に適用される」⁽¹⁷⁾。したがって、市長であった被告人はその違反の責任を問われる者に含まれるとされた。⁽¹⁸⁾このように、行為者が文民である場合には、紛争当事者のいずれかによって、戦争遂行努力を支援し又は遂行することが本人に正当に委任されかつ期待されていることによって、武力紛争法上の義務を負うとする解釈は、「公的機関基準論（the public agent test）」と呼ばれる。⁽¹⁹⁾

公的機関基準論は、武力紛争法の人的適用範囲だけでなく、戦争犯罪の成立要件としての武力紛争と行為の関連の検討でも用いられた。Akayesu 事件の検察は、武力紛争と被告人の行為が関係する証拠として、被告人の軍服着用やライフル携帯等の事実が紛争当事者たるルワンダ政府に対する支援を示すものとしたが、第一審は戦争遂行努力の証拠としては乏しいため武力紛争と行為との関連について認めなかった。⁽²⁰⁾このように、公的機関基準論に従って、紛争当事者と被告人の関係につき、被告人の行動が紛争当事者への支援にあたるかに、関連性解釈の焦点

が当てられた。同判決によれば、共通第三条と第二追加議定書の義務を負う主体に文民も含まれ、さらにルワンダの全領域で共通第三条と第二追加議定書が適用されると示しているもので、なおさら戦争犯罪と通常犯罪の区別が重要と思われる。しかしながら、通常犯罪との区別については、同判決では純粹に個人的な動機に基づく行為である場合には、第四条の犯罪としてはならないと記されるのみである。⁽²¹⁾

Akayesu 事件第一審判決では公的機関基準論に基づき、被告人が第二追加議定書の遵守義務を有すると認められた一方で、武力紛争と被告人の行為の関連は否定されたため、関連要件についてはより高度な証明が必要とされているといえるだろう。

② 紛争当事者との特別な関係

公的機関基準論は、公的な証拠が必要であるゆえに立証が困難であるうえ、必ずしも実態を反映しているとは限らないという弱点があり、この点は Akayesu 事件上訴審判決（二〇〇一年）で修正された。同判決は、武力紛争法違反の個人の刑事責任を特定のカテゴリーに属する者に限定することは不適切であるとし、第一審を修整し、より広範なアプローチが望ましいとした。⁽²²⁾ その際、上訴審は、武力紛争と行為の関連性についても言及している。上訴審は、「違反行為と武力紛争の関連とは、多くの場合、犯罪の行為者が紛争当事者の一方とおそらくは (probably) 特別な関係を持つことを意味する」と、第一審と同じく、行為者と紛争当事者の関係性に基づく解釈の可能性を示唆した。⁽²³⁾ ただし、「そのような特別な関係は共通第三条や ICTR 規程第四条の適用の前提条件 (condition precedent) ではなく」、武力紛争法の適用を特定の範疇の人に限定することを否定した。⁽²⁴⁾ この判決により少なくとも共通第三条を遵守すべき義務を負うるのは、非国際的武力紛争においてはすべての人ということになるが、関

連要件との関係では被告人が非戦闘員である場合にはかなり注意深い検討が必要であろう。⁽²⁶⁾

このように、ICTRの初期判例では、紛争当事者と行為者との一定の関係や、行為者が行う戦争遂行努力からその協力者とみなせるか、人的資格に基づき、行為者と武力紛争との間の全般的関連を導くアプローチがとられた。また、Akayesu事件に関する一連の決定を経て、初期のICTY判例ではおそらくは混同されていた、武力紛争法の適用可能性と武力紛争と行為の間の関連の論点が区別されるようになったといえる。

4 犯罪の実行に対する武力紛争の影響

Akayesu事件上訴審判決が出された翌年のICTYのKunarac事件上訴審判決(二〇〇二年)では、Tadic事件以降の判決において踏襲されてきた緩やかな関連要件解釈を基礎としつつも、戦争犯罪を性格づける要素について、より踏み込んだ議論が行われた。

本判決では「純粋な国内犯罪と戦争犯罪を究極的に区別するのは、戦争犯罪が、実行される環境(environment)である武力紛争によって形成または左右されていることである」⁽²⁷⁾とされた。行為が、「政策の一部として計画あるいは支援されている必要はなく」、また犯罪との因果関係も要しない。ただし、「最低限、武力紛争の存在が、犯罪を実行する行為者の能力やそれを行うことの決定、行われた態様やそれを行った目的の中で、実質的な部分(substantial part)を担った」ことが求められる⁽²⁸⁾。そのように「武力紛争のために(furtherance)あるいは武力紛争の外観(guise)の下、行為者が(犯罪を)実行したこと」が立証されれば、武力紛争と行為が密接に関連するといえる⁽²⁹⁾。

そのうえで、十分な関連性を持つにつぎ、とりわけ(*inter alia*)、「行為者が戦闘員であること、犠牲者が戦

闘員ではないこと、犠牲者が敵対する当事者の構成員であること、軍事作戦の究極的な目標のために行為がなされたといえること、行為者の公務の文脈あるいはその一部として犯罪が実行されたこと」といった事実的要素について考慮され⁽³⁰⁾とした。

これまでの関連解釈が、紛争当事者性ともいえる武力紛争における行為者の寄与の程度という点に焦点が当てられていたのに対し、Kunarat 事件判決は、犯罪の成否にあたって、武力紛争がいかなる影響を及ぼしたかという、犯罪側からの逆向きの解釈を示したといえる。その上で、行為者の個人的動機ではなく、もっぱら軍事作戦のための行動であるか、武力紛争において敵対する当事者に対する暴力であるという認識があるかを確認するよう修正された。

ICTR の Rutanaga 事件上訴審判決（二〇〇三年）では、上記の Kunarat 事件上訴審の判示部分に同意したうえで、次のように補足を行う⁽³¹⁾。「武力紛争の外観（*guise*）の下」という文言について、「武力紛争と同時期、あるいは武力紛争によって形成された全ての状況」を意味せず、単に武力紛争に乗じて行われた犯罪は ICTR 規程第四条の適用から除外される。たとえば、武力紛争によって無秩序状態となった状況で、長年憎んでいた隣人を殺害するといった行為が除外されると説明している⁽³²⁾。このように、個人的動機から行われたものか否かで峻別される。

Rutanaga 事件上訴審判決では、軍隊や武装集団以外の人間が行為に関与した場合の関連性解釈について、Akayesu 事件第一審および上訴審とは異なるアプローチが試みられた。本判決では、行為自体に対する行為者の実態的関与に焦点が当てられ、文民たる住民に対する攻撃に被告人が兵士とともに参加していたことや、被告人が準軍事組織に対する事実上の影響力や権力を、当該犯罪の実行に際して行使していた事実について検討が加えられた⁽³³⁾。

先の Akayesu 事件の一連の判決が示した行為者と武力紛争との全般的関連アプローチではなく、Kunarac 事件判決やそれを支持する Rutanagda 事件判決は、個別行為自体についての被告人の関与の程度と、犯罪の実行に際して武力紛争の存在がどの程度影響を及ぼしたのか、犯罪側からの要素が考慮されるようになったのである。これについて Cassese は、個人と武力紛争との関連と、犯罪自体と武力紛争の関連の基準の対立であると整理している。⁽³⁴⁾

三 国際刑事裁判所における新たな展開

1 構成要件文書への反映

国際刑事裁判の動向は ICC の設立によってクライマックスを迎えた。アドホック国際的刑事裁判所における実行を基礎に、ICC 規程では非国際的武力紛争における戦争犯罪の処罰規定が設けられ、同規程の範囲内で普遍的に裁かれることとなった。

ICC においても、アドホック裁判所の諸判例が踏襲され、武力紛争中になされた行為が全て武力紛争法で規律されるわけではなく、行為を戦争犯罪として処罰するためには、武力紛争と行為の関連性が必要であるとされた。

ICC 規程構成要件文書では、武力紛争と行為の間の関連要件が、「行為が武力紛争の文脈においてかつそれに関連して行われた」という形で文言化された。「文脈」は行為が発生した国家領域において武力紛争が存在することを意味し、「関連して行われた」という表現は行為と武力紛争との繋がりを意味し、武力紛争が終了した後或いは軍事行動が一般的に終了したのちになされた行為も、武力紛争といまだ関連しているものとして戦争犯罪とする意図であった。⁽³⁵⁾ 例えば、国際的武力紛争の文脈では、武力紛争の終了後に引き続き拘束される捕虜に対する拷問など

が考えられる。その意味では、ICC規程及びその構成要件文書の起草過程では、「行為が武力紛争の文脈においてかつそれに関連して行われた」という構成要件の判断要素となるのは、場所的ないし時間的要素と想定されていたといえる。

ICC規程の起草過程や初期の判例でも、ICCの管轄犯罪と通常犯罪の区別が曖昧であるため、具体的な区別方法の確率の必要性は意識されていた。⁽³⁶⁾ 初期のICC判例では、ICTYの*Delalić*事件第一審判決が示した、犯罪行為と武力紛争の間の「明白な繋がり」の基準が踏襲されており、この基準では、全ての状況における敵対行為との直接的な関連性は必要ないとされている。⁽³⁷⁾

ICCの訴追戦略としては、基本的にいわゆる*blood on the ground*の大物の犯罪者を訴追対象とするので、ICCでは武力紛争との関連性の問題は重要性を持たないであろうと想定されていた。⁽³⁸⁾ しかしながら、近年のICC判例では、このような予想と反した動向が見られる。

2 占領状態への擬制

*Al Mahdi*事件第一審判決(二〇一六年)では、ICC規程第八条二項(e)(iv)に基づき、文化的建造物の破壊行為の罪が問われた。⁽³⁹⁾

マリ共和国(以下、マリ)ではマリ政府と二つのイスラム系武装集団、アンサル・ディーーンと「アグレブ諸島のアルカイダ」との間で非国際的武力紛争が発生していた。二〇一二年四月初期には*Al Mahdi*の属する武装集団らが、当該事件が発生したトンブクトウの街を実効支配するに至る。⁽⁴⁰⁾ この武装集団がイスラム法廷を含む地方政府となり、宗教的・政治的布告を行った。本件で破壊された霊廟は住民の宗教的生活の重要な部分をなしており、共同

体の共通の財産であつた。⁽⁴¹⁾ 被告人である Al Maudi は住民のそのような慣行を監視して、場合によっては住民の礼拝を止め、禁止する役割を担っており、このような状況において霊廟を含む建造物を破壊する攻撃を行った。

第八条二項(e)(iv)の構成要件の検討にあたり、第一審は次のような判断を行った。第八条二項(e)(iv)の構成要件一の「攻撃を指揮した」は、保護対象に対する暴力行為が、敵対行為の最中に行われたか、物体が武装集団の支配下におかれてから行われたかどうかを区別していない。⁽⁴²⁾ また、武力紛争法は文化財を戦闘行為中の犯罪からも戦闘行為外の犯罪からも保護している。本件における「行為」は文化財に対する攻撃であればよく、具体的な敵対行為との繋がりではなく、「より一般的に非国際的武力紛争との関連があればよい」とされた。⁽⁴³⁾

これは武力紛争と行為との密接な関係すら必要ないということになっているから、より一層緩やかな関連性でもよくなったと示したかのようである。当該判決によれば、武力紛争と犯罪行為の関連は、一般的な関連、すなわち何らかの影響がある程度でよいのである。

しかしながら、このケースでは、非国際的武力紛争下で、武装集団が実効支配する街において発生した、住民の支配政策の一環としての文化的建造物の破壊であることに留意する必要がある。非国際的武力紛争では、占領の概念は存在しないが、本件の状況は国際的武力紛争における占領状態と類似している。占領とは、ある外国国家が領域国との関係で敵国である状況において、特定領域がその外国軍隊の実効的支配下におかれていることを指す。本件の武装集団と支配される地域住民の関係は、領域を実効支配する外国政府と敵国民の占領における関係と近いものである。したがって、自国民同士の争いである非国際的武力紛争ではあるが、実質的には敵対関係にあるものとみなせる。その中で、敵対する住民の支配政策の一環として、住民の精神的な支柱であった遺跡が破壊されたのである。この建造物は武力紛争特有の敵対関係に付随するものと扱うことができ、その破壊は武力紛争に関連した

事由で行われた攻撃であると見出すことができるだろう。

3 武力紛争法上の地位の無関係

(1) 同じ武装集団構成員間の犯罪の扱い

非国際的武力紛争中の事件において、犯罪の主体と客体の間にある実質的な敵対関係を見出したと思われる関連要件解釈は、Ntaganda 事件でもみられた。

Ntaganda 事件の被告人である Bosco Ntaganda は、コンゴ民主共和国で活動する反政府武装勢力「コンゴ愛国連合 (Union of Congolese Patriots : U.P.C)」の軍事的指導者である。当該武装集団に違法に徴集・編入された児童兵の使用については、同じくU.P.Cの指導者であった Tomas Lubanga に関する事件において、初の有罪判決がICCによって下された。Ntaganda 事件では、武装集団の構成員による同じ集団の児童兵に対する強姦が第八条二項(e)(vi)の性的暴力としての戦争犯罪にあたるか、つまり、加害者と被害者が同じ武装集団に属している場合に戦争犯罪が成立するかが争われた。

非国際的武力紛争に適用される武力紛争法では、敵対行為に直接に参加しない者に対する禁止行為が中心に定められる。また、国際的武力紛争に適用される武力紛争法規則では、敵対行為に直接に参加しない者に対する禁止行為に加えて、敵の戦闘員に対して禁止される攻撃や軍事目標以外のものにも重大な被害が生じるような攻撃の禁止規則が定められる。いずれにせよ、それぞれの武力紛争に適用される武力紛争法のどちらも、同じ集団の構成員の間の行為について特段定めをおかない。加えて、本件の被害者は、継続的に敵対行為に直接参加しているために文民としての保護を喪失しており、また戦闘外 (hors de combat) の状態にもないためその保護も受けられない。

この問題について、Ntaganda 事件の予審部決定（二〇一四年）⁽⁴⁴⁾、第一審決定（二〇一七年一月）⁽⁴⁵⁾、上訴審判決（二〇一七年六月）⁽⁴⁶⁾ともに、第八条二項(e)(vi)は、加害者が所属する武装集団の構成員に対する強姦または性的奴隷の扱いであっても、戦争犯罪が成立すると判断した。同じ集団の構成員間の行為に関する戦争犯罪該当性判断に際して、上訴審判決は、戦争犯罪と通常犯罪を区別する関連要件は、犠牲者の地位と関係する要件ではないとした。⁽⁴⁷⁾本判決では、これ以上関連要件については深く触れられないが、このような判断は、ICTYやICTRにおける武力紛争と行為の関連性解釈において、犠牲者の武力紛争法上の地位が、戦争犯罪として性格づける考慮要素の一つとされたことは異なっている。

このような緩やかな関連性解釈を通じた戦争犯罪犠牲者の拡大は、学界の予想に反するものであったといえる。Mettraux は二〇〇五年時点で、同じ紛争当事者側に属する準軍事組織間で対立した結果の殺人は「武力紛争の外観の下」で発生しているが、そのような場合は関連性を満たさないだろうとしている。⁽⁴⁸⁾また La Haye も二〇〇八年の段階では、たとえば武力紛争下の軍事基地における同じ軍隊構成員間の犯罪は、武力紛争と犯罪行為との関連が薄いため、戦争犯罪にならないだろうと指摘していた。⁽⁴⁹⁾

（２） 非国際的武力紛争における軍隊内奴隷

Ntaganda 事件決定における、戦争犯罪の犠牲者の範囲を広く解する解釈は、非国際的武力紛争の武装集団の複雑な形態に由来するものといえる。

国際的武力紛争は基本的には国家の正規軍隊間の衝突であり、敵味方、戦闘員と文民の区別が公的身分から容易である。それに対し、政府と武装集団間の争いである非国際的武力紛争の場合、基本的には自国民同士の争いであ

るため敵味方関係の識別が難しい。また、武装集団は多くの場合、不正規に組織構成されている。当該集団のための一定の任務に就く以外に、構成員資格が定式化されることはほとんどまれである。そのような非公式な性質を持つゆえに、文民と戦闘員の身分は流動的で、両者の区別は非常に困難である。

さらに、武装集団に編入された元文民は、軍隊内で命令を拒むことができない奴隷的扱いを受けるものもいる。Ntaganda 事件の被害者である児童兵たちも、誘拐によって強制的に武装集団に編入され、また離脱することも許されなかったのである。したがって、一つの武装集団の中でも、同じ集団の構成員としての形式的関係ではなく、実態的關係を鑑みると味方同士の間にあるとは言い難い場合もある。このような非国際的武力紛争における武装集団内部の複雑な関係を反映した結果、犯罪の犠牲者を敵の構成員や文民に限定せず、より実態的な関係に鑑みて、同じ集団の構成員同士でも敵とみなせる場合があると判断されたのではないだろうか。その場合には、武力紛争法上の地位は無関係になる。

本来、ICCでは文民に対する犯罪は、ICC規程第七条の人道に対する犯罪がそのセーフティーネットとなるはずで、基本的には自国民同士の争いである非国際的武力紛争では戦争犯罪と人道に対する犯罪の内容は部分的に重複しているが、それは文民に対する犯罪を加重的に処罰するということで説明がつく。しかし、文民が軍隊や武装集団に編入されてしまうことで、人道に対する犯罪の客体である文民として扱うことがなくなくなり、また単発的な事件の場合は、人道に対する犯罪にかかるICC規程第七条一項の大規模性・組織性といった文脈的要件から排除されてしまう。他方、戦争犯罪の場合には、同じように大規模性・組織性の文脈的要件はあるものの、ICC規程第八条一項の柱書の「特に」という文言から、単発又は散発的な行為も完全には排除されないと解釈も生じたため、⁽⁵¹⁾単発的なものも扱うことができる。このように非国際的武力紛争における戦争犯罪規定が、ICC規程

の中でセーフティーネット化しているといえよう。

四 分 析

1 非国際的武力紛争における敵対関係

Akayesu 事件における一連の判決において、武力紛争法の適用可能性と武力紛争と行為の間の関連の問題の区別が含意されたことを転機として、武力紛争と行為の間の関連要件につき、実質的な議論が開始されたといえる。

ICTY および ICTR では、犯罪の成否に関する武力紛争の影響が考慮された。単に武力紛争の混乱した状況ゆえに犯罪の実行が容易くなったのではなく、国家間紛争と同じように、武力紛争に由来する集団的敵対関係にあることを理由として実行される犯罪であるかが関連要件の核心とされた。その判断は、行為者や犠牲者の武力紛争法上の地位、行為者の軍事的な目的等といった事実的要素から導かれる。

また、ICC では、集団的敵対関係といっても、戦闘員であるか文民かといった武力紛争法の地位に基づく形式的関係である必要はなく、実態的關係に鑑みて検討されることが示された。それは同じ集団の構成員間まで及んだ。これは、国際的武力紛争の場合でもあり得ることで、被害者と加害者は敵国民同士だが、実際には個人的動機からの犯罪ということもあり得る。また、形式的には同じ軍隊に属するが、実質的には味方とは言えない関係性も、国際的武力紛争でもありうるだろう。例えば、植民地の国民を自国の兵士として強制徴用し、実質的には軍隊内奴隷として扱うといった場合である。このような場合に発生した犯罪は、武力紛争の存在が犯罪の成否に影響を与えたものとしてみなすこともできよう。

このような非国際的武力紛争における関連要件解釈は、戦争犯罪概念の拡張につながる可能性がある。また、

翻って国際的武力紛争における戦争犯罪、そして武力紛争法規則に影響を与える可能性もあり、武力紛争の性質に關係なく、ジュネーヴ法の想定する犠牲者範囲の再検討を迫るものといえるかもしれない。

2 緩やかな関連要件解釈が引き起こす障害の可能性

Al Maldi 事件や Ntaganda 事件における判断について、敵対關係を軸とした関連要件解釈であると解するとしても、これらの決定や判決が示した武力紛争と行為の緩やかな関連性を認める解釈が他の事件でも採用されれば、非国際的武力紛争においてはもともと困難な通常犯罪との区別がますます難しくなることは避けられない。緩やかな関連要件解釈を通じて ICC の管轄する犯罪の範囲を広く取るとは、処罰意識の高まりとして肯定的に評価することも可能だろう。しかしながら、同時にそのような解釈は、特に ICC 規程の兵器の使用に関する戦争犯罪規定について重要な問題をもたらす。

二〇一〇年にカンパラにおいて開催された ICC 規程検討会議（カンパラ会議）における修正により、ICC 規程第八条二項(e)の非国際的武力紛争における戦争犯罪規定にも、国際的武力紛争の規定と同様に、一定の兵器の使用を違法とするよう戦争犯罪対象行為が追加された⁽⁵²⁾。毒兵器、ガス兵器、ダムダム弾の使用がその対象となる。従来、ダムダム弾の使用については、国内法執行においては標的の他に被害を及ぼす可能性が低いいため合法とみなされ、非国際的武力紛争における犯罪化との整合的説明が困難であった。そこで、カンパラ会議では、いずれの兵器についても、それらが使用される非国際的武力紛争中の法執行の事態を ICC の管轄から除外することで調整を図り、ICC 規程第八条二項(e)の非国際的武力紛争における戦争犯罪として追加することに成功した。このような形で、政府側にとっては国内法執行でもある非国際的武力紛争における暴力行使とのバランスがとられる⁽⁵³⁾。

しかしながら、たとえば、非国際的武力紛争が発生している国家において、武力紛争とは関わりのない事件の犯人の制圧のために、治安部隊側が法執行の一環としてダムダム弾を使用したとする。ICCの近年の判決によれば、犯罪行為は武力紛争と一般的に関係していればよいのだから、このような緩やかな関連性要件解釈を通じて、本来は法執行の文脈におけるダムダム弾使用が、武力紛争と関連しているとして戦争犯罪として処罰されるという可能性は否定できない。

そもそも非国際的武力紛争における政府側の暴力行使を法執行か敵対行為か区別することは非常に困難ではあるが、ICC規程第八条二項(e)に追加された兵器関連の犯罪については法執行における使用を除外することで、国内法との整合性を維持しようとしていた。しかし、それは関連性要件解釈を通じて除外規定はもはや無意味となるかもしれない。

五 おわりに

武力紛争法の目的は敵対行為の規制にある。戦争犯罪も、そのことを反映して、違法な敵対行為である武力紛争法の重大な違反を処罰することをその目的とする。それは、基本的には自国民同士の争いであり、国家や軍隊といった公的地位から敵対関係を直接導くことができない非国際的武力紛争でも変わらない。したがって、武力紛争と行為の関連について、武力紛争ゆえの敵対関係を軸に判断し、そのような敵対関係が犯罪の成立に必要な通常犯罪との区別を行うのは、一定の合理性があるといえよう。

この実質的な敵対関係をどの範囲まで見出すことができるかについて、特に、Ntaganda事件における一連のICCの決定は、非常に革新的な判断を行った。武力紛争法が同じ集団の構成員の間の行為について特段定めをおか

ないところ、同じ集団の構成員間の犯罪であっても戦争犯罪が成立しうると示したのである。Ntaganda 事件における解釈が他の事件でも採用されるとは限らないが、国際刑事裁判の中では、武力紛争法では当然に前提とされてきたことが、裁判所における概念の再解釈を通じて度々変化してきた。たとえば、ICTY のタジツチ事件本案上訴審判決におけるジュネーヴ諸条約の文民定義の解釈変更はまさしくそれで、ジュネーヴ第四条約上の被保護者とは、文理解釈上は紛争当事国の権力内にある者でその紛争当事国の国民ではないものとされるところ、国家に対する文民の忠誠とその国家による実効的保護の有無を基準とし、国籍要件を排除した。⁽⁵⁴⁾ このように、アドホック国際刑事裁判所から受け継がれる、革新性を追及する伏流水は、ICC 規程の下においても、その判例を通じて一部で再出しているといえよう。

Meron は、国際的武力紛争に関する規則を非国際的武力紛争に移植し、保護の拡充をはかることを「人道化」と呼んだ。⁽⁵⁵⁾ これは逆に、非国際的武力紛争で非人道的ゆえに禁止されることは国際的武力紛争でも禁止されると、国際刑事裁判を通じて、逆方向の人道化の影響が生じるかもしれない。

- (1) 東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（明石書店、二〇〇七年）六三頁。
- (2) 真山全「戦争犯罪」村瀬信也・洪恵子編『国際刑事裁判所 第二版』（東信堂、二〇一四年）一四七頁。
- (3) *Prosecutor v. Mbarushimana*, Decision on the Confirmation of Charges (ICC-01/04-01/10), Pre-Trial Chamber (16 December 2011), para. 94.
- (4) Knut Dörmann, *Elements of War Crimes under the Rome Statute of the International Criminal Court: Sources and Commentary* (Cambridge University Press, 2003), pp. 21-22.; 真山「前掲論文」注 (2) 一五五頁。
- (5) *Prosecutor v. Duško Tadić*, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction (IT-94-1-AR72),

- Appeals Chamber (2 October 1995), paras. 69-70.
- (9) *Prosecutor v. Akayesu*, Judgment (ICTR-96-4-T) Trial Chamber I (2 September 1998), para. 643.
- (10) *Prosecutor v. Kayishema-Ruzindana*, Judgment (ICTR-95-1-T), Trial Chamber II (21 May 1999), paras. 185, 188, 602, 603, 623.
- (11) *Prosecutor v. Rutaganda*, Judgment (ICTR-96-3-A), Appeals Chamber (May 26, 2003), para. 569.
- (12) *United States v. Karl Brandt et al.*, Judgment UN Nuremberg Military Tribunals (19 August 1947) VolII, TWC, paras. 174, 181.
- (13) *Tadić* (2 October 1995), *supra* note 5, para. 70.
- (14) *Prosecutor v. Tadić*, Opinion and Judgment (IT-94-1-T) Trial Chamber (7 May 1997), para. 573.
- (15) *Prosecutor v. Delić et al.*, Judgment (IT-96-21-T) Trial Chamber II (16 November 1998), paras. 193-195.
- (16) 同時期のボスニア紛争では、三年半の間に二〇万人が死亡したとされている。
- (17) 武内進「ルワンダのジェノサイドを引き起こしたものの 歴史・国際関係・国家の解体」石田勇治・武内進「編集『ジェノサイドと現代世界』(勉誠出版、二〇一一年)二六二―二六三頁。
- (18) Statute of the International Tribunal for Rwanda Article I. ICTR の管轄権の特徴のひとつは一年間という極めて限定的な時間的管轄権の設定である。これについては竹村の次の論説を参照。竹村仁美「ルワンダ国際刑事法廷の時間的管轄権」『一橋法学』第五巻二号(二〇〇六年)六九―一七〇五頁。
- (19) Akayesu 事件に関する日本語の判例解釈としては、稲角光恵「アカイエス事件」『判例国際法 第二版』(東信堂、2006年)三六三―三六五頁；佐藤宏美「ジェノサイド罪の適用——アカイエス事件」『別冊ジュリスト 国際法判例百選』(有斐閣、二〇一一年)一〇八―一〇九頁を参照。
- (20) Akayesu (2 September 1998), *supra* note 6, para. 631.
- (21) *Ibid.*, para. 634.
- (22) *Prosecutor v. Akayesu*, Judgment (ICTR-96-4), Appeal Chamber (1 June 2001), para. 432.
- (23) Akayesu (2 September 1998), *supra* note 6, paras. 640-643.

- (21) Akayesu (2 September 1998), *supra* note 6, para. 636.
- (22) Akayesu (1 June 2001), *supra* note 19, para. 443.
- (23) *Ibid.*, para. 444.
- (24) *Ibid.*
- (25) 薬師寺公夫「国際人権法とジュネーヴ法の時間的・場所的・人的適用範囲の重複とその問題点」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、二〇〇四年）二八九頁。
- (26) Guénaél Mettraux, *International Crimes and the Ad Hoc Tribunals* (Oxford University Press, 2006), p. 47.
- (27) *Prosecutor v. Kunarac et al.*, Judgment (IT-96-23&IT-96-23/1-A) Appeals Chamber (12 June 2002), para. 58.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, para. 59.
- (31) *Rutaganda*, (May 26, 2003), *supra* note 8, para. 570.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*, para. 576–580.
- (34) Antonio Cassese, “The Nexus Requirement for War Crimes,” *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 10 (2012), p. 1408.
- (35) Eyal La Haye, *War Crimes in Internal Armed Conflicts* (Cambridge University Press, 2008), p. 113.
- (36) 越智明「国際刑事司法における二重裁判禁止の範囲：一般国際法としての一事不再理の規範内容に関する一考察」『モス』第三九号（二〇一六年）一五二頁。
- (37) *E.g. Prosecutor v. Lubanga*, Decision on the Confirmation of Charges (ICC-01/04-01/06), Pre-Trial Chamber I (29 January 2007), paras. 287–288.
- (38) William A. Schabas, *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, 2nd edition (Oxford University Press, 2016), pp. 235–236.

- (39) *Prosecutor v. Al Mahdi*, Judgment and Sentence (ICC-01/12-01/15) Trial Chamber V III (27 September 2016).
- (40) *Ibid.*, para. 31.
- (41) *Ibid.*, para. 34.
- (42) *Ibid.*, para. 15.
- (43) *Ibid.*, para. 18. "The Chamber understands that the 'conduct' is the attack on cultural objects, and what this element requires is not a link to any particular hostilities but only an association with the non-international armed conflict more generally."
- (44) *Prosecutor v. Ntaganda*, Decision Pursuant to Article 61 (7) (a) and (b) of the Rome Statute on the Charges of the Prosecutor Against Bosco Ntaganda (ICC-01/04-02/06-309) Pre-Trial Chamber II (14 June 2014).
- (45) *Prosecutor v. Ntaganda*, Second decision on the Defence's challenge to the jurisdiction of the Court in respect of Counts 6 and 9 (ICC-01/04-02/06) Trial Chamber IV (4 January 2017).
- (46) *Prosecutor v. Bosco Ntaganda*, Judgment on the Appeal of Mr. Ntaganda against the "Second decision on the Defence's challenge to the jurisdiction of the Court in respect of Counts 6 and 9" (ICC-01/04-02/06 O.A5) Appeals Chamber (15 June 2017).
- (47) *Ibid.*, para. 68.
- (48) Mettraux, *supra* note 26, p. 44.
- (49) La Haye, *supra* note 35, p. 111.
- (50) 人道に対する犯罪を構成する個々の非人道的行為は戦争犯罪と共通するものも多く、例えば規程上双方とも文民を対象とした犯罪として、ICC規程第七条(a)殺人と同条(f)拷問は、同規程第八条二項(c)(i)と重複し、第七条(d)追放又は強制移送は第八条二項(e)(vii)と重なる。
- (51) 真山「前掲論文」注(2)一四七頁。
- (52) Amendments to article 8 of the Rome Statute, RC/Res. 5, Annex I. カンパラ改正におけるこれらの追加された戦争犯罪規定の問題点の指摘については、真山全「侵略犯罪に関する国際刑事裁判所規程カンパラ改正の戦争犯罪処罰に与え

る影響」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践——小松一郎大使追悼』（信山社、二〇一五年）二六九―二八六頁を参照。

(53) 真山「前掲論文」注(52)二七四―二七五頁。

(54) *Prosecutor v. Tadic*, Judgement (IT-94-I-A) Appeals Chamber (15 July 1999), paras. 166-167.

(55) Theodore Meron, "The Humanization of Humanitarian Law," *American Journal of International Law*, Vol. 94, No. 2 (2000), p. 274.

【付記】本研究は、平成三〇年度科学研究費助成事業（科研費番号：A18H056520）による研究成果の一部である。